

いわき市長等交際費支出基準

平成18年3月31日 制定

平成22年7月1日 改正

平成25年4月25日 改正

(趣旨)

第1条 この基準は、行政の円滑な執行を図るため、市長等が市を代表し外部の個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）の一般的な支出基準を定めるものとする。

(支出先)

第2条 交際費の支出先となる個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) いわき市の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) いわき市勢の伸展に功績があったもの
- (3) 災害、事故等にあったもの
- (4) 市長が特に必要と認めたもの

(支出基準)

第3条 交際費は、前条各号に掲げるものとの交際において、次の基準に基づき支出するものとする。

支出区分	内容	金額等	
祝金	祝賀会及び諸大会等各種行事のお祝いに係る経費	飲食がある場合	実費相当額
		その他の場合	社会通念上妥当と認められる額
会費	会費制による懇親会、祝賀会等の参加に係る経費	会費相当額	
弔費	葬儀等における供物に係る経費	別表に定める基準	
土産	土地の名産品を手土産として贈ることに係る経費	社会通念上妥当と認められる額	
見舞	病気、負傷、災害等の見舞いに係る経費	社会通念上妥当と認められる額	
協賛金	各種大会等の開催の協賛に係る経費	社会通念上妥当と認められる額	
その他	上記以外の場合で、交際上、市長が特に支出する必要があると認められるもの	社会通念上妥当と認められる額	

(雑則)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成22年7月1日から実施する。

附 則

この基準は、平成25年4月25日から実施する。

別表（第3条関係）

弔費の基準

支出対象者			供物 ※1	
市議会議員	現職	本人	○	
	元職	本人	○	
地元選出国・県会議員	現職	本人	○	
市執行機関の委員 (教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会)	現職	本人	○	
消防団員	現職	本人	○	
報酬支給者 (行政嘱託員、民生・児童委員、交通教育専門員、附属機関の委員)	現職	本人	○	
市職員	五役	現職	本人	○
		元職	本人	○
	一般 ※2	現職	本人	○
水害、災害等で死亡した者で市長が特に必要と認めたもの		本人	○	
その他市長が特に必要と認める者			○	

※1 供物は、社会通念上妥当と認められる範囲内で、市長が定める額とする。ただし、故人の遺志等により供物を辞退される場合にあつては、供物に相当する額の香典を供することができる。

※2 市一般職員のうち、市立病院、教育委員会、水道局、消防本部に所属する職員を除く。